

7月1日から
7月7日は

快適環境のまちづくり週間

回 覧

快適環境の まちづくり週間とは？

町では、こども議会での提案をきっかけに、7月1日から7日までを「快適環境のまちづくり週間」と定めています。

町民みなさん一人ひとりが、ごみ減量化、地域の環境美化等に携わっていただくことにより、町の快適な環境を守り、より美しく清潔で住みよいまちづくりをすすめましょう。

小野町が快適で美しいまちであるために、みなさんのご理解とご協力をよろしくお願いします。

日頃からごみの減量化・食品ロス解消 を心がけましょう



「もったいない」の気持ちを大切に



パイ捨て・不法投棄は
絶対やめましょう!!

不法投棄は犯罪です!!



ご協力を
よろしくね



「資源とごみ分別の手引き」
(冊子)を以下の場所で配布して
います。どうぞご利用ください。

- ・役場窓口
- ・子育て支援課
- ・多目的研修集会施設
- ・ふるさと文化の館
- ・町民体育館

※日本語版・英語版
ベトナム語版あります。

ごみの分別・再資源化に
取り組みましょう

分ければ資源・混ぜればごみ



資源とごみの分け方について
の、より詳しい情報は、小野町
公式ウェブサイトでもご覧に
なれます。



小野町 ごみの出し方

お問い合わせは
小野町役場 町民生活課 ☎ 72-6933

再資源化物回収協力実施団体 を募集しています。

町では、家庭などから排出される資源ごみ(空き缶・空きびん・古紙)などの回収・再資源化に協力いただける団体を募集しています。
ご協力いただいた団体へは、回収量に応じて、報奨金を交付します。

募集する団体



- 町内に拠点をもつ
- ・子ども育成会
 - ・スポーツ少年団
 - ・婦人会
 - ・各行政区の組織や任意の団体
(営利目的の場合を除く)
 - ・老人クラブ などです。

報奨金の額

空き缶やびん、紙類等、再資源化が可能なものを回収して、再資源化を取り扱う事業者へ売り渡した場合、売り渡した金額に4分の1を乗じた得た額に、2,500円を加算した金額を報奨金として交付します。
(100円未満切り捨て、上限30,000円)

$$\text{報奨金} = (\text{売り渡した金額} \times 1 / 4) + 2,500 \text{円}$$



対象となる再資源化物

- 対象となる再資源化物は、
- ・金属類
 - ・古紙
 - ・古繊維
 - ・びん類
- ※容器包装プラスチック・ペットボトルは該当になりません。

報奨金の申請をする際の注意事項

報奨金の交付を受ける場合には、事前に登録申込書を提出していただく必要があります。
申請書は、役場窓口で配布しているほか、町公式ウェブサイトからもダウンロードができます。
事前の登録は令和8年12月末までに行ってください。

小野町 再資源化物



お問い合わせは
小野町役場 町民生活課 ☎ 72-6933